

4. 社会的養護の現状と取組の方向性 について

社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,808人	2,727人	3,870人

資料：福祉行政報告例 [平成20年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	121か所	569か所	32か所	58か所	270か所	54か所
児童定員	3,710人	33,994人	1,541人	4,005人	5,391世帯	367人
児童現員	3,124人	30,695人	1,180人	1,808人	10,367人 (母子合計)	230人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,825人	1,995人	191人

資料：社会福祉施設等調査報告 [平成20年10月1日現在]

※「自立援助ホーム」について

児童定員・児童現員・職員総数は連絡協議会調〔協議会に加入しているホームについて〕[平成20年12月1日現在]

小規模グループケア	458カ所
地域小規模児童養護施設	190カ所

資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成21年度]

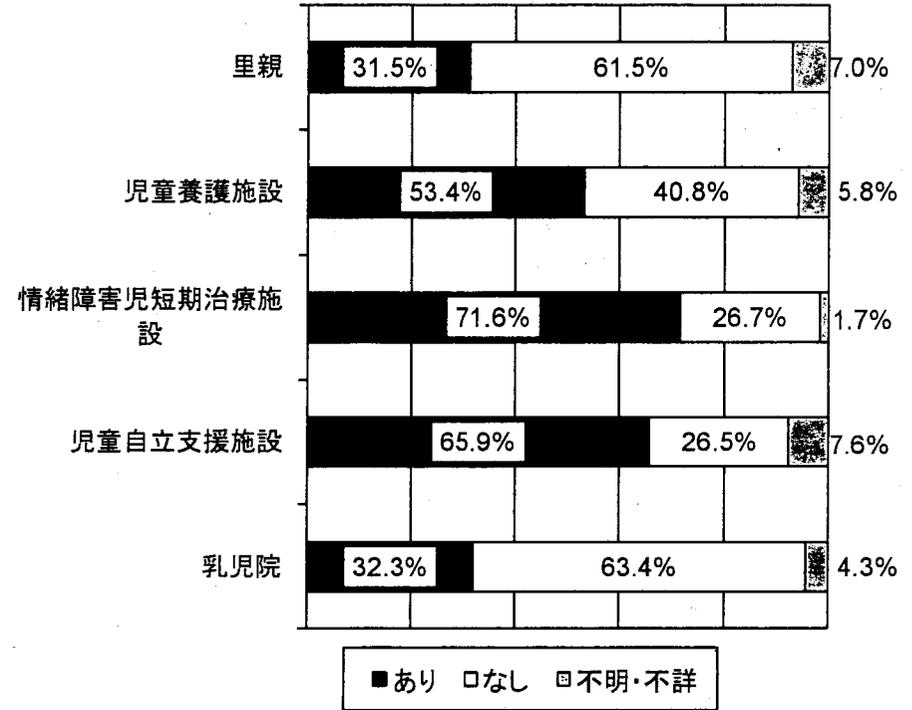
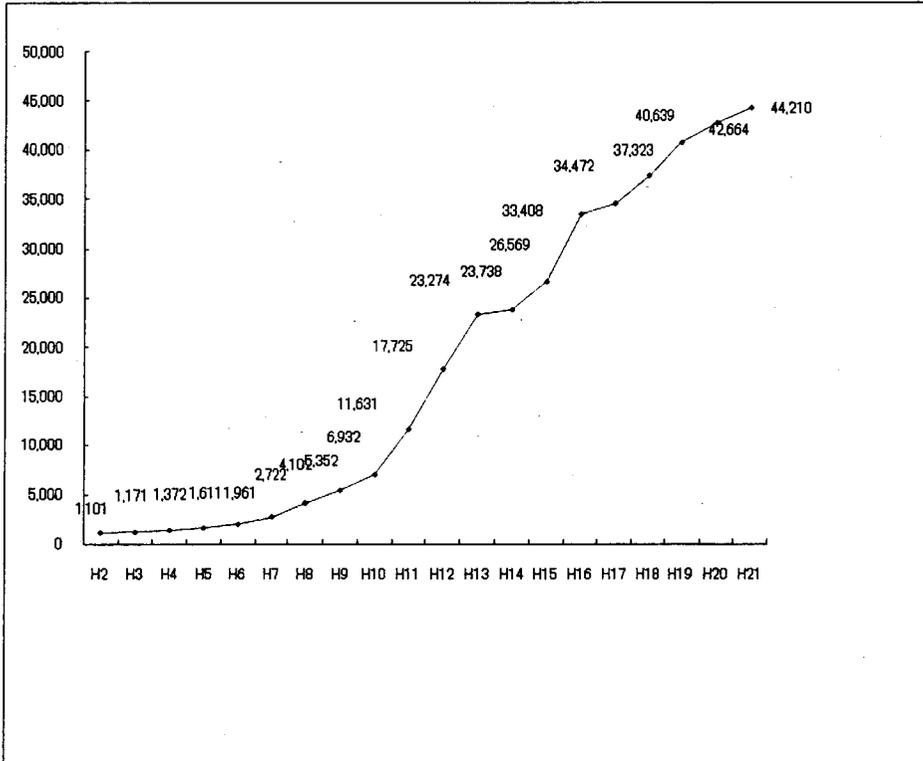
社会的養護における課題

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどに
対応する受け皿として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成21年度においては3.8倍に増加。

○ 施設に入所している子どものうち虐待を受けている子どもの割合も高い。

(件数)

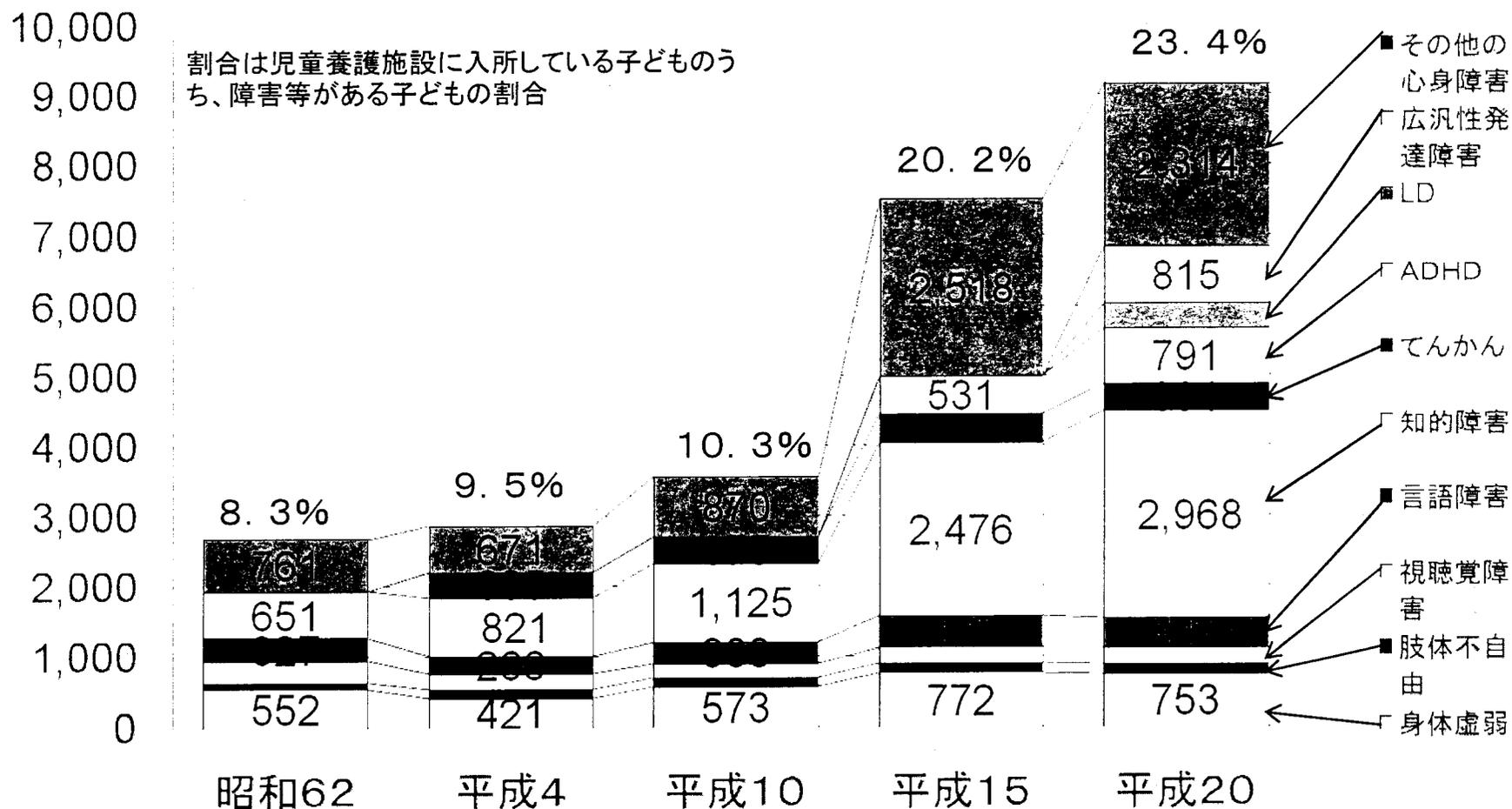


児童養護施設入所児童等調査結果
(平成20年2月1日現在)

社会的養護を必要とする子どもの背景の多様化

→ 被虐待児のほか、障害児が増加するなど多様な子どもに対応する必要がある。

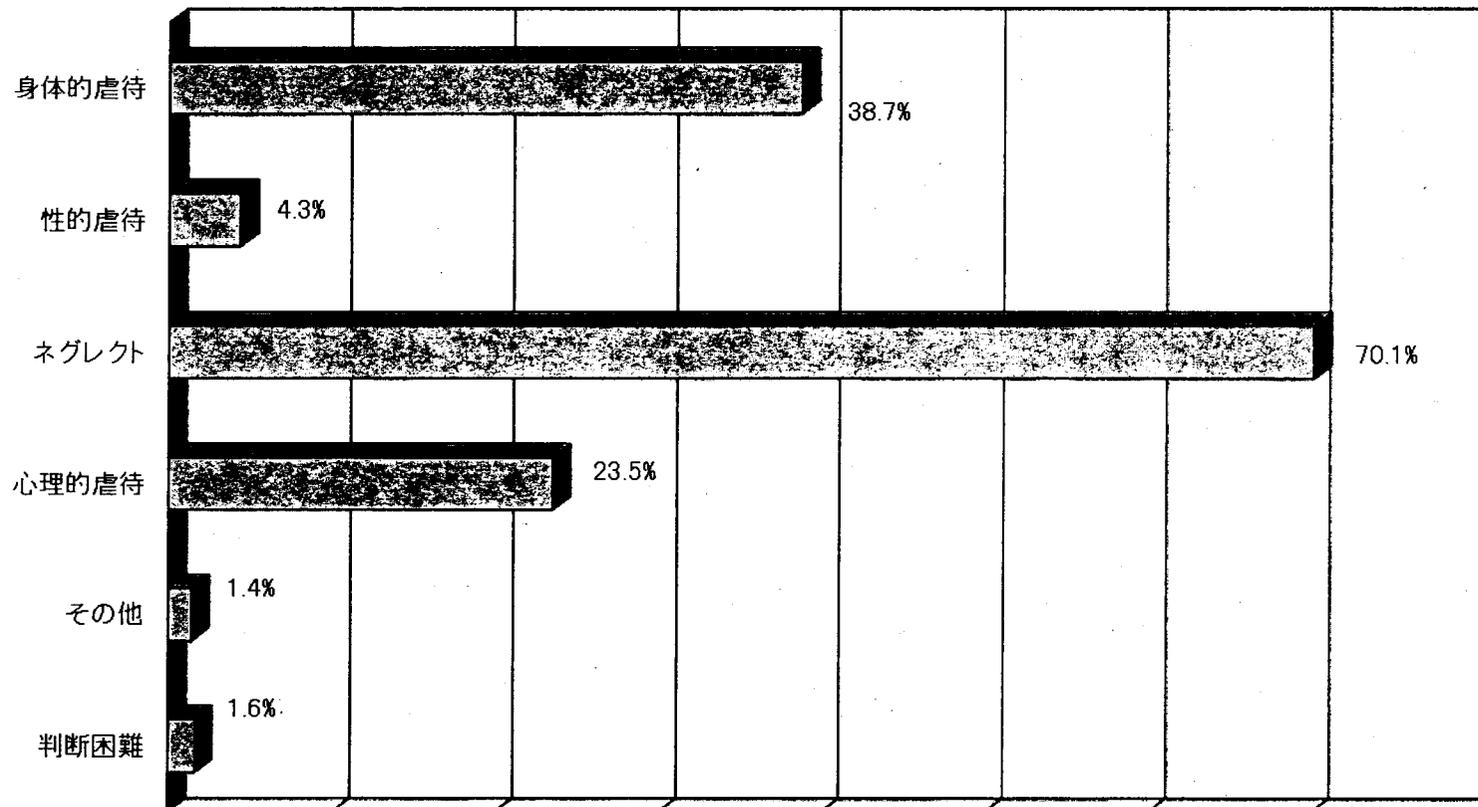
児童養護施設における障害等のある児童数と種別



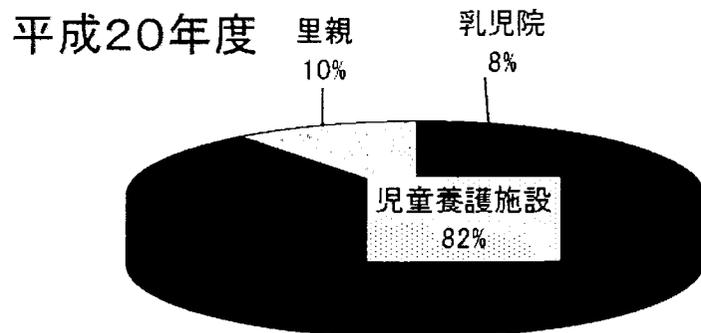
ADHDについては、平成15年より、広汎性発達障害およびLDについては、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類(複数回答)

【児童養護施設】N=15,748



要保護児童の措置先のうち里親、児童養護施設、乳児院の割合



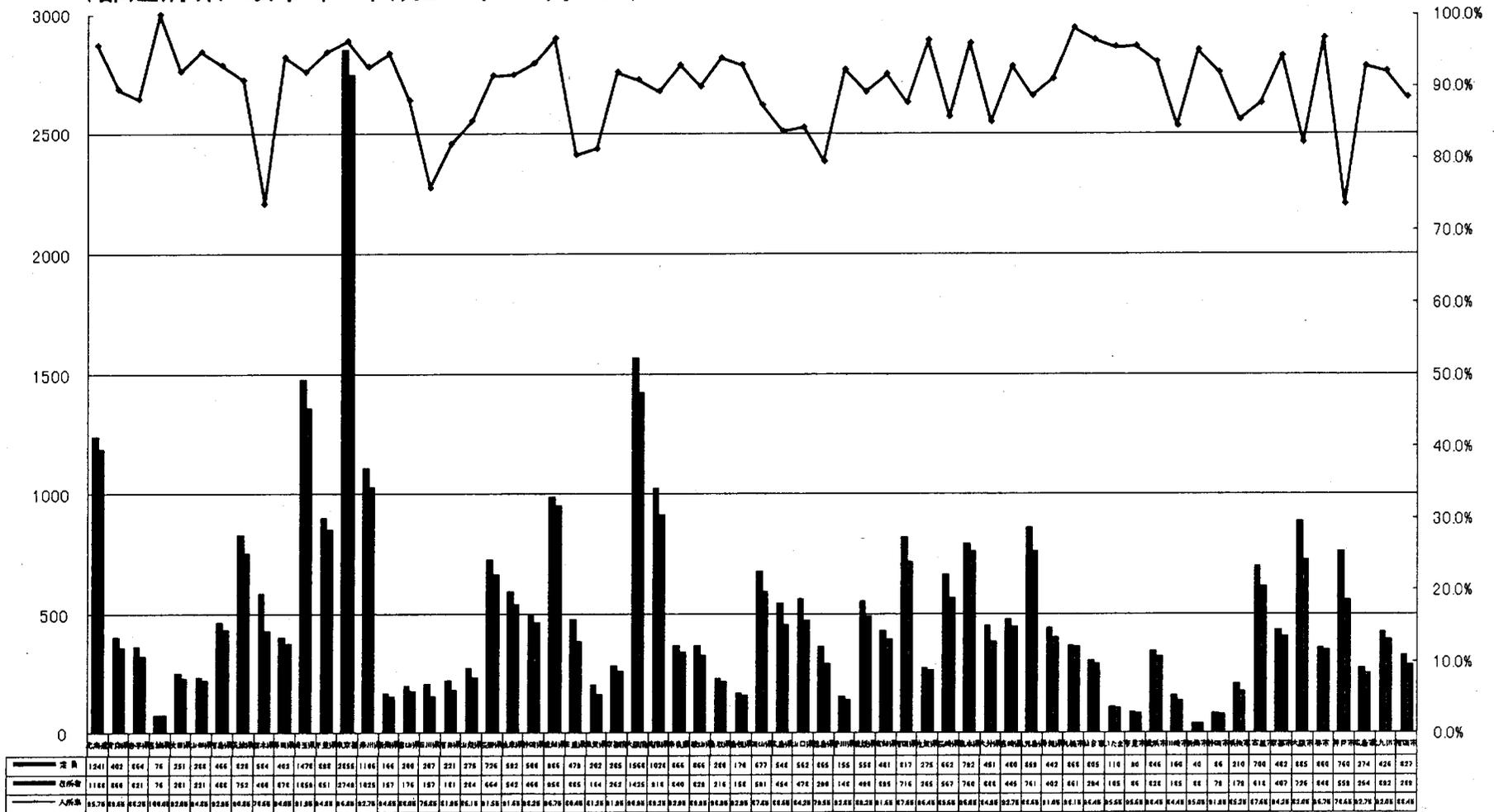
(資料)福祉行政報告例(各年度末現在数)

各年度3月31日現在の数。

年度	乳児院		児童養護施設		里親		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度	2,689	7.9	28,988	84.8	2,517	7.4	34,194	100.0
平成15年度	2,746	7.9	29,144	84.0	2,811	8.1	34,701	100.0
平成16年度	2,942	8.2	29,828	83.3	3,022	8.4	35,792	100.0
平成17年度	3,008	8.3	29,850	82.6	3,293	9.1	36,151	100.0
平成18年度	3,013	8.3	29,889	82.3	3,424	9.4	36,326	100.0
平成19年度	2,996	8.1	30,176	82.0	3,633	9.9	36,805	100.0
平成20年度	2,995	8.0	30,451	81.6	3,870	10.4	37,316	100.0

→ 社会的養護に関する提供体制の状況は自治体によって差がある

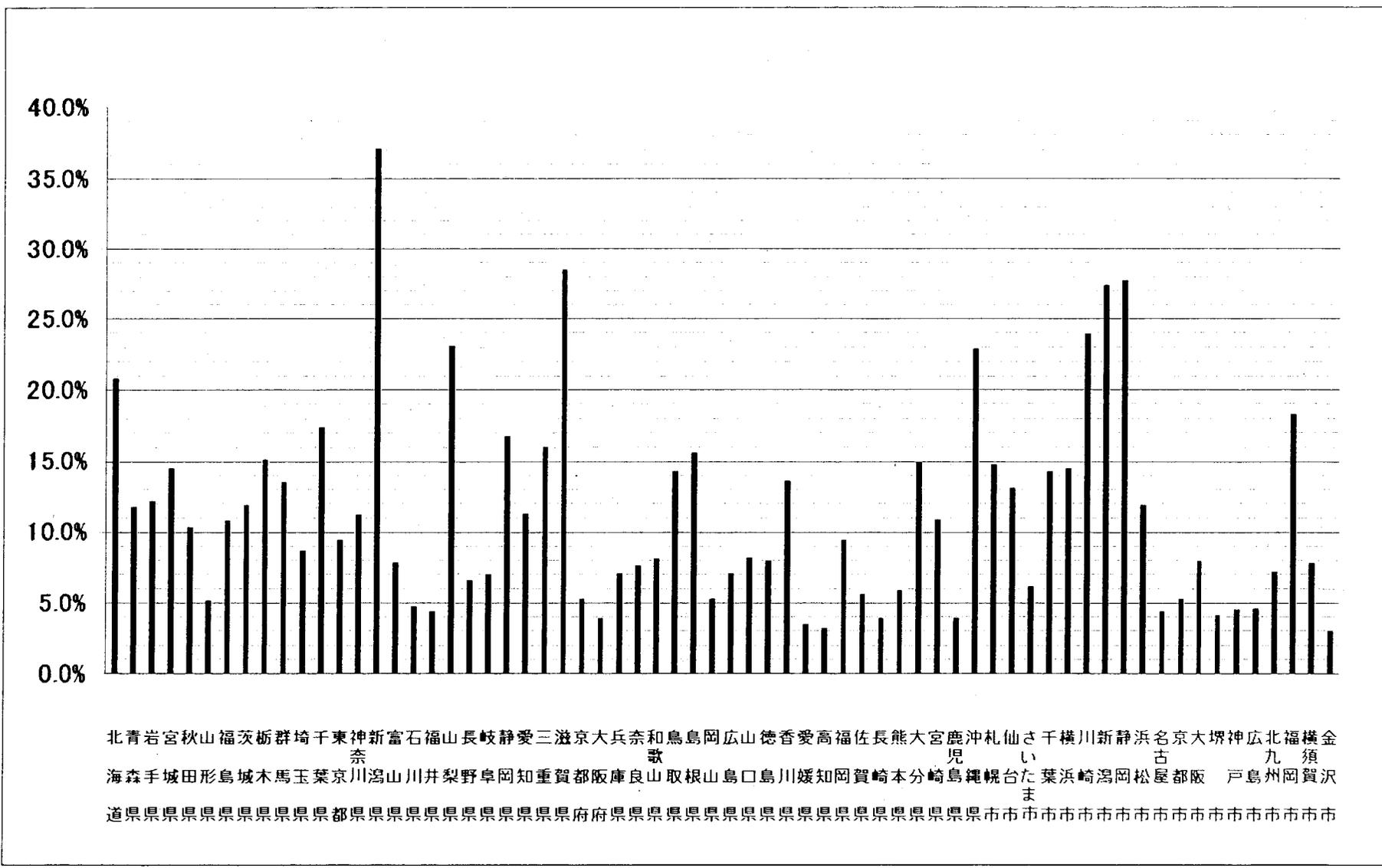
児童養護施設の定員・在籍者数・入所率
(都道府県・政令市:平成20年10月1日)



[資料: 社会福祉施設等調査報告]

都道府県・政令市・児童相談所設置市別里親委託率

里親委託率(%) ※里親、乳児院、児童養護施設のうち、里親に委託される子どもの割合



資料: 福祉行政報告例[平成21年3月31日現在]

里親制度の改正等

子育て中の世代や子育てを終えた世代等を含む誰もが、社会的養護体制の一翼を担うことができるよう、養子縁組を前提としない「養育里親」の普及啓発を進める。この際、その制度的な位置づけを明確化し、一定の社会的評価を得ながら養育を行うことができるようにするとともに、里親を支える支援体制等を整備する。

○ 「社会的養護として子どもを養育する里親」と「養子縁組を前提とした里親」が同じ制度の中に混在し、里親＝養子縁組であるという誤解も存在

○ 養育里親の研修に関する基準がなく、自治体間でばらつきが大きいなど、里親の認定登録制度について改善・充実を図る必要性

○ 里親に関する普及啓発とともに里親に対する相談支援や里親手当などによる里親支援の体制を拡充する必要性

○ 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別

○ 里親認定登録制度の見直し

- ・養育里親の研修等の義務化
- ・欠格事由や取消事由の明確化など

→ 里親の制度的位置づけの明確化

○ 里親支援の強化

- ・都道府県における養育里親支援に関する業務（里親の研修、子どもを受託した後の相談支援等）の明確化
- ・当該業務の委託先である里親支援機関の創設

○ 養育里親に対する里親手当の引き上げ

（従来）子ども1人につき3.4万円

→（改正後）1人目7.2万円

（2人目以降3.6万円を加算）

→ 里親を支える支援体制の整備

※ なお、「養子縁組を前提とした里親」についても、相談支援等を充実

里親支援機関の役割

都道府県・児童相談所業務

里親支援機関(都道府県からの委託)

- 里親の掘り起こし事業
 - ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
 - ・講演会、説明会等の開催
- 里親への研修
 - ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

- 里親候補者の週末里親等の活用
 - ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
 - ・里親体験の実施

- 里親委託の推進
 - ・里親の意向調査
 - ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

- 里親家庭への訪問指導・養育相談
- 里親サロン(里親同士の連携)
- レスパイト・ケアの調整
 - ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体: 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
 実施方法: 児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

- 認定、登録に関する事務
 - ・里親認定の決定、通知
 - ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

- 委託に関する事務
 - ・里親委託の対象となる子どもの特定
 - ・子どものアセスメント
 - ・措置決定会議において里親委託の決定
 - ・担当児童福祉司の決定
 - ・自立支援計画の策定

- 里親指導等
 - ・自立支援計画の実行(指導)
 - ・モニタリング

- その他
 - ・都道府県間の連絡調整
 - ・実親(保護者)との関係調整等

- 里親委託の解除
 - ・委託解除の決定

里親支援機関事業の実施状況等

平成21年10月1日現在

■里親支援機関事業 ～ 実施自治体数 34

(単位はすべてか所数)

○里親制度普及促進事業 (里親支援機関事業の内数) ～ 実施自治体数 34

実施形態別内訳	
自治体直接実施	全部又は一部を委託
8	26

※委託先内訳は重複回答を含む

委託先内訳							
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	母子生活支援施設	児童家庭支援センター	里親会	NPO法人	その他
2	3			1	9	1	17

○里親委託推進・支援事業 (里親支援機関事業の内数) ～ 実施自治体数 24

実施形態別内訳	
自治体直接実施	全部又は一部を委託
9	15

※委託先内訳は重複回答を含む

委託先内訳							
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	母子生活支援施設	児童家庭支援センター	里親会	NPO法人	その他
1				2	7	1	4

(家庭福祉課調べ)

自治体における里親支援機関事業の実施例

		大阪府	川崎市	堺市	福岡市
実施機関		社団法人家庭養護促進協会 大阪事務所	しゃんぐりら 児童家庭支援センター ※乳児院併設	子ども家庭支援センター清心寮 (リーフ) ※児童養護施設併設	特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡
里親制度普及 促進事業	普及啓発	・里親シンポジウムの実施	・養育体験発表会の実施	・里親シンポジウムの実施	・市民フォーラムの開催 ・施設見学会の開催 ・出前講座
	養育里親研修	・実施(年2回)	・里親向け講演会	・実施	—
	専門里親研修	・実施	—	—	—
里親委託推進・ 支援等事業	里親委託支援等	・里親委託等推進員(非常勤職員2名)を配置	—	・未委託里親への受託の意向確認 ・里親委託等推進委員会の開催協力	・里親支援者(協力ボランティア)の登録・派遣(一時預かり、学習指導、里親会の際の託児)
	里親家庭への訪問支援	・実施	—	・実施	—
	里親による相互交流	・実施(年6回)	・里親サロンの開催	・里親サロンの開催(各月1回) ・里親会への参加や行事への協力	・里親サロンの開催(年6回)

堺市における里親支援機関と子ども相談所(児童相談所)の協働

	里親支援機関	子ども相談所
①未委託里親について	・電話による未委託里親への受託の意向確認	・受託意思のある里親宅を訪問
②委託里親について	・委託里親宅を訪問し、養育状況の把握や相談支援 ・訪問記録を子ども相談所に提出	・委託里親宅を訪問し、養育状況の把握や相談支援 ・必要に応じ、心理検査・診察・学校調整・一時保護を実施
③里親研修について	・養育里親研修(基礎・認定前)を実施 ・施設との交流研修会を実施	・養育里親研修の講師、助言者として参加
④養育支援について	・委託里親への養育支援事業(家事・育児支援)の実施	・委託里親へのレスパイト事業の実施
⑤里親開拓について	・里親シンポジウムの企画運営	・里親シンポジウムの共同開催
⑥里親交流について	・堺市里親会例会への参加や行事への協力 ・里親サロンの開催	・堺市里親会事務局業務
⑦週末里親について	・週末里親の募集・調査・登録 ・週末里親への助言及び研修 ・児童とのマッチング ・相談所・施設とのカンファレンスの開催 ・活動状況の把握 ・謝金支払、保険加入等の事務	・該当児童の掘り起こし ・施設との調整 ・カンファレンスへの出席 ・初回面接時の同席
⑧里親と施設児童との交流について	・里親が講師となり、養護施設で手芸教室等を開催	
⑨支援機関連絡交流会について	・府内の支援機関との情報交換	
⑩里親委託等推進委員会について	・里親委託等推進委員会の開催協力 ・里親支援機関として、委員会に出席	・里親委託等推進委員会の開催

施設の小規模化の推進

(平成22年度予算 3,327百万円)

○ 現状(平成21年度実績)

小規模グループケア	458か所
地域小規模児童養護施設	190か所

○ 目標

平成22年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において目標値を設定。

小規模グループケア(平成26年度)	800か所
地域小規模児童養護施設(平成26年度)	300か所

○ 要件緩和等

平成22年度予算において、小規模グループケアにおける夜間体制の充実を目的とした管理宿直等職員(非常勤)を配置するとともに、1本体施設において指定できる小規模グループケアのか所数を一定の要件をもって緩和(1施設当たり3か所まで)する。

子ども・子育てビジョン(社会的養護施策に関する数値目標)

事業名		現状(平成20年度)	目標(平成26年度)
社会的 養護	要保護児童の支援		
	児童養護施設	567か所	610か所
	地域小規模児童養護施設	171か所	300か所
	情緒障害児短期治療施設	32か所	47か所
	小規模グループケア	446か所	800か所
	里親等委託率	10.4%	16%
	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	—	140か所
	養育里親登録者数(専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	8,000世帯
	専門里親登録者数	495世帯	800世帯
	児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)		54か所
地域の家庭の支援			
児童家庭支援センター	71か所	120か所	
ショートステイ	613か所	870か所	